

## 保険証券等の電子化に関する特約条項

### (特約の適用)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または主契約締結後、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

### (保険契約の承諾)

第2条 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法により通知します。なお、会社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

### (契約内容の電磁的方法による提供)

第3条 第1条（特約の適用）の規定により、主契約にこの特約が適用された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）に定める保険証券もしくは証書（以下、「保険証券等」といいます。）を発行、交付、再発行もしくは回収せず、または保険証券等への記載、表示もしくは裏書を行いません。ただし、証書については、年金等の受取人（主約款または特約条項の定めるところにより証書の交付を受ける受取人といいます。以下同じ。）の申出があり、会社が認めた場合に限り本条の取扱をします。

2. 前項の場合、会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券等の記載事項とみなします。

3. 前2項の場合、保険契約の内容に変更が生じた場合には、会社は、新たに電子証券を提供します。この場合、新たな電子証券を保険証券等の再発行または保険証券等への表示もしくは裏書とみなします。

### (請求書類)

第4条 主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、保険証券等の提出は不要とします。

### (特約の失効)

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

### (特約の復活)

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の保険契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### (特約の解約)

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

### (特約の消滅)

第8条 つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- 主約款が消滅したとき
- 保険契約者の変更されたとき
- 年金等の受取人の変更されたとき

### (主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

## マニユライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階  
コールセンター 0120-063-730  
受付時間/月~金 9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3を除く)  
www.manulife.co.jp